







報告第30号

専決処分の報告の件

交通事故に係る損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙「専決処分書」のとおり次の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年12月14日提出

箕面市長 倉田哲郎

- 1 事故発生日時 平成23年10月11日 午後1時30分頃
- 2 事故発生場所 箕面市粟生外院一丁目15番4号 駐車場内
- 3 相手方   

- 4 事故の状況 本市の公用車（生涯学習部文化財保護担当職員運転）が、上記日時・場所において、後進しようとしたところ、停車していた相手方の車両と接触し、同車両の右前部ドアを破損させたものである。
- 5 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、125,359円とし、市は相手方にその全額を支払う。
- 6 和解年月日 平成23年12月2日





別紙の和解契約書は、報告第30号専決処分の報告の件の和解内容と同様であるため省略する。



